

令和 9 年度深谷市障害者優先調達推進方針

令和 8 年 8 月 1 4 日策定

1 策定趣旨

平成 2 5 年 4 月 1 日に国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 2 4 年法律第 5 0 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）が施行された。市が行う物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達において、障害者優先調達推進法第 9 条に基づき令和 8 年度深谷市障害者優先調達推進方針を策定し、本市における障害者優先調達の一層の推進を図る。

2 適用範囲

本方針の適用範囲は、深谷市の全ての組織が発注する物品等の調達とする。

3 対象となる障害者就労施設等

対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 3 2 号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づく事業所・施設等
 - ア 就労継続支援事業所（A 型、B 型）
 - イ 就労移行支援事業所
 - ウ 生活介護事業所
 - エ 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設）
 - オ 地域活動支援センター
- (2) 障害者基本法に基づく助成を受けている小規模作業所
- (3) 障害者優先調達推進法の政令に基づく事業所

- ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく特例子会社の事業所（特例子会社）
 - イ 重度障害者多数雇用事業所（①～③の全てを満たすもの）
 - ①障害者の雇用者数が 5 人以上
 - ②障害者の割合が従業員の 20 % 以上
 - ③雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が 30 % 以上
- （４） 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者及び在宅就業支援団体

4 調達目標

令和 8 年度調達実績額を上回ることを目標とする。

5 調達の対象品目

本市において重点的に調達を推進すべき物品等については、以下のとおりとする。

（１）物品

- ・食料品（パン、菓子類、野菜、果物 など）
- ・小物雑貨（衣類、木工品、各種記念品、花苗 など）

（２）役務

- ・印刷（名刺、封筒などの印刷）
- ・清掃（清掃、除草作業 など）

（３）その他

- ・上記以外で、障害者就労施設等から調達できるもの

6 基本的な考え方

- （１） 障害者優先調達の推進については、全庁的に取り組むものとする。
- （２） 予算の適正な執行に留意しつつ、調達の推進に配慮するよ

う努めるものとする。

(3) 物品等の調達に当たっては、可能な限り市内の障害者就労施設等からの調達に努めるものとする。

(4) 共同受注窓口を介した調達は、障害者就労施設等からの調達に準じて取り扱うこと。

7 推進の方法

(1) 推進の体制

福祉健康部長は、この方針に定める調達目標の達成に向け、行政経営会議等において調達方針等への全庁への周知を図るとともに、各所属に優先調達を依頼し、全庁的な取り組みを推進する。

各所属長は、調達を推進するため、所属の推進状況を管理するものとする。

(2) 調達の方法

各所属が調達を円滑に進めることができるよう、障害福祉課は、障害者就労施設等の提供可能な物品等の情報を各所属に提供する。

各所属はその情報に基づいて障害者就労施設等から直接調達する。

(3) 調達実績の取りまとめ及び公表

本推進方針に基づく障害者就労施設等からの物品等の調達実績の概要について、毎年度終了後に取りまとめ公表する。

8 その他

物品等の調達のほか、障害者就労施設等の市庁舎内等での物品の販売や市及び関係団体等が実施するイベント等での販売スペースの確保など、販売機会の確保及び市民等へのPRの推進にも努めることとする。